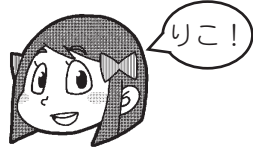


学ぼう権利！ 使おう権利！ ⑭

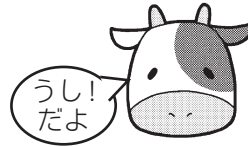
～妊娠時、取得できる特別休暇～



けん！ 妊娠したときに、取ることができる特別休暇にはどんなものがあるの？



妊娠障害休暇（つわり休暇）は、女性職員が妊娠に起因する症状（つわり等）のために勤務することが困難な場合に休養として認められるものだよ。



うし！ だよ これは1日に60分の範囲で出勤や退勤時に取得できるウッシ。

取得できるのは、10日の範囲内で、1時間単位で取ることができるウッシ。

あと妊娠中の休息・補食のための休暇。妊娠中の女性職員の業務が、母体や胎児に影響があると認められる場合に、適宜休憩したり、補食したりするために必要な時間取ることができるよ。

妊娠・出産通院休暇は、女性職員が妊娠中または産後1年以内に、母子保健法にもとづいて医師、助産師、保健師の保健指導や健康診査を受けるため場合に認められる休暇だよ。

妊娠中の母体やおなかの中の赤ちゃんを守るためには、無理をせず働くことが大事なんだね。そのために、これらの特別休暇があることがわかったよ。

妊娠23週までは4週間に1回、24～35週までは2週間に1回、36週から出産までは週1回。産後は1年の間に1回で、それぞれ1日の範囲で取得できるウッシ。



妊娠している人が体調に合わせて特別休暇を取得できるように、みんなで制度について知っておくことが大事ウッシ。それから、職場に休める場所をつくることやずっと立ったままで仕事をしないための工夫などについても、職場みんなで考えていきたいことウッシ。これで、妊娠中の人も安心して仕事ができるウッシ！

それから、通勤緩和休暇もあるよ。これは、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度や、自動車等を使うときの通勤経路の渋滞の程度が、母体や胎児の健康保持に影響があると認められたときに取ることができるよ。



安心 安全 教職員のための **自動車共済**

公務中の事故は割引等級がダウンしないんだって!

※この共済のオリジナルで他にはありません。

事故の受付は **24時間・365日** で安心だよ！

ロードサービスも充実してるよ！

教職員共済

乗り換えるなら... **今でしょ!!**

お申し込み・お問い合わせは下記フリーダイヤルまでお気軽にどうぞ。

教職員共済生活協同組合 岩手県支部 共済代理店 **岩手県学校生活協同組合**

〒020-0691 岩手県滝沢市土沢220-5 TEL(019)687-6760

フリーダイヤル (通話料金無料)

0120-112246